

兵庫県公報

平成28年3月29日 火曜日 第2785号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 昭和53年兵庫県告示第1432号（自動車税等証紙印取扱者の指定等）の一部改正（税務課）	3
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）	4
○ 救急病院の認定（同）	4
○ 昭和45年兵庫県告示第451号（農業振興地域の指定）の一部改正（総合農政課）	4
○ 平成17年兵庫県告示第1291号（農業振興地域の変更）の一部改正（同）	4
○ 平成18年兵庫県告示第424号（農業振興地域の変更）の一部改正（同）	4
○ 平成18年兵庫県告示第924号（農業振興地域の変更）の一部改正（同）	5
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	5
○ 県営土地改良事業の工事の完了（同）	5
○ 平成8年兵庫県告示第373号（主要農作物奨励品種等の指定）の一部改正（農産園芸課）	6
○ 林業種苗生産事業者の登録（林務課）	6
○ 保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	7
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	7
○ 基本測量が終了した旨の通知（契約管理課）	9
○ 土地収用法に基づく事業の認定（起業者 小野市）（用地課）	9
○ 中播都市計画道路事業の事業計画の認可（平成28年近畿地方整備局告示第32号）（道路街路課）	11
○ 東播都市計画道路事業の事業計画の認可（平成28年近畿地方整備局告示第33号）（同）	11
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	12
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	12
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 平成25年兵庫県告示第313号の2（重要調整池の設置に関する技術的基準）の一部改正（総合治水課）	13
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 土砂災害警戒区域の指定の解除（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	18
○ 平成22年兵庫県告示第395号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	18
○ 平成21年兵庫県告示第466号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	19
○ 平成21年兵庫県告示第301号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	19
○ 平成19年兵庫県告示第713号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	19
○ 平成23年兵庫県告示第213号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	19
○ 平成21年兵庫県告示第679号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	19
○ 平成19年兵庫県告示第779号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	19
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	20
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	23
○ 同 上（同）	24
○ 同 上（同）	25
○ 同 上（同）	27
○ 同 上（同）	29

- 同 上 (同) 31
- 中播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (下水道課) 33
- 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (同) 34
- 中播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (同) 34
- 東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (同) 34
- 同 上 (同) 35
- 同 上 (同) 35
- 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (同) 35
- 東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (同) 36
- 八鹿都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (同) 36
- 柏原都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (同) 37
- 東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (同) 37
- 中都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (同) 37
- 東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (同) 38
- 同 上 (同) 38
- 香住都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (同) 38
- 西播磨高原都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (同) 39
- 兵庫県土地利用基本計画の変更 (都市政策課) 39
- 都市計画の変更及び図書の縦覧 (都市計画課) 40
- 同 上 (同) 41
- 同 上 (同) 42
- 同 上 (同) 43
- 同 上 (同) 44
- 同 上 (同) 45
- 同 上 (同) 45
- 同 上 (同) 46
- 同 上 (同) 46
- 同 上 (同) 46
- 同 上 (同) 47
- 同 上 (同) 47
- 同 上 (同) 48
- 豊岡都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場事業等の事業計画の変更認可 (同) 48
- 土地区画整理事業の事業計画の変更認可 (市街地整備課) 48
- 昭和39年兵庫県告示第332号の12 (兵庫県の指定金融機関等の名称等) の一部改正 (会計課) 49
- 昭和39年兵庫県告示第332号の15 (収入証紙売りさばき人の名称等) の一部改正 (同) 49

公 告

- 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更 (水産課) 50
- 大規模小売店舗の変更に関する届出 (都市計画課) 51
- 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要 (同) 52
- 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告 (建築指導課) 53
- 同 上 (同) 53
- 同 上 (同) 53

○ 落札者等の公示 (管理課) 54

告 示

兵庫県告示第309号

昭和53年兵庫県告示第1432号 (自動車税等証紙印取扱者の指定等) の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

自動車税等証紙印取扱者の名称等の表中

「

一般財団法人 近畿陸運協会 大阪市中央区天満橋京町1番1号	兵庫県自動車会館内 一般財団法人 近畿陸運協会 兵庫支部	神戸市東灘区魚崎浜町33
	姫路自動車会館内 一般財団法人 近畿陸運協会 兵庫支部	姫路市飾磨区中島福路町3323
	兵庫県軽自動車会館内 一般財団法人 近畿陸運協会 兵庫支部	神戸市西区玉津町居住字孫田67の4
一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 東京都港区芝大門1丁目1番30号	兵庫県自動車会館内 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 兵庫県支部	神戸市東灘区魚崎浜町33
	姫路自動車会館内 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 兵庫県支部	姫路市飾磨区中島福路町3323

」

を

「

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 東京都港区芝大門1丁目1番30号	兵庫県自動車会館内 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 兵庫県支部	神戸市東灘区魚崎浜町33
	姫路自動車会館内 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 兵庫県支部	姫路市飾磨区中島福路町3323
	兵庫県軽自動車会館内 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 兵庫県支部	神戸市西区玉津町居住字孫田67の4

」

に改める。



兵庫県告示第310号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により移転のため撤回された。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称 北都病院
所 在 地 神戸市北区山田町下谷上字門口10番3
撤 回 年 月 日 平成27年11月30日



兵庫県告示第311号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、新たに申出のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名 称 神戸ほくと病院
所 在 地 神戸市北区山田町下谷上字梅木谷37番3
認 定 年 月 日 平成27年12月1日
認定の有効期限 平成30年11月30日
- 2 名 称 西北ハートクリニック
所 在 地 神戸市西区押部谷町高和字大坪775番
認 定 年 月 日 平成28年 3月29日
認定の有効期限 平成31年 3月28日



兵庫県告示第312号

昭和45年兵庫県告示第451号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。
その関係図面は省略し、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏

福崎町に係る部分中3を次のように改める。

- 3 神戸医療福祉大学及び大十株式会社姫路営業所福崎倉庫の敷地であって、次の図面の橙色で着色した部分に該当するものの区域



兵庫県告示第313号

平成17年兵庫県告示第1291号（農業振興地域の変更）の一部を次のように改正する。
その関係図面は省略し、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び西播磨県民局光都農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

本文中たつの農業振興地域図の一部を改める。



兵庫県告示第314号

平成18年兵庫県告示第424号（農業振興地域の変更）の一部を次のように改正する。
その関係図面は省略し、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び北播磨県民局加東農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

2、3および6を次のとおり改める。

- 2 将来農業の近代化を図ることが相当と認められない区域（市道大野3号線を起点として、市道大垣内西林寺線、津万幹線水路、大字大野字高田ミゾ135番地、136番地、137番地、津万幹線水路、八日山山麓線、市街化区域界、大字西脇字西赤尾770番地の5から大字大野字小谷537番地の5を結ぶ山麓線を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域、市街化区域界を起点として、大字野村町字中ノタワ1793番地の33から大字谷町字奇田105番地を結ぶ山麓線を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域、野間川右岸を起点として、加古川右岸、行政界、鳴尾山山麓線、大字平野町字池ノ内39番地の2、39番地の11、市道西脇滝野線を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域）の土地であって、次の図面の茶色に着色した部分に該当するものの区域
- 3 既成市街地及び今後10年以内に市街化が確実に見込まれる区域（JR加古川線を起点として、大字黒田庄町岡字古門328番地の4、331番地の1、県道黒田庄多井田線、県道門柳大門線、市道岡福地線、市道岡37号線、大字黒田庄町岡字小山池掛584番地、615番地の1、614番地、県道黒田庄多井田線、大字黒田庄町岡字前田685番地、687番地、市立楠丘小学校グラウンド界、JR加古川線、津万井土地改良区ほ場整備界、門柳川、加古川左岸、県道門柳大門線、市道大門10号線、大字界（黒田庄町大門、黒田庄町津万井）、市道大門14号線、市道大門1号線、市道前坂喜多大門線、大字界（黒田庄町喜多、黒田庄町大門）、市道喜多11号線、市道喜多17号線、市道喜多15号線、市道喜多10号線、市道喜多1号線、市道喜多城山線を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域）の土地であって、次の画面の桃色に着色した部分に該当するものの区域
- 6 現況山林の区域の土地であって、次の図面の黄緑色で着色した部分に該当するものの区域



兵庫県告示第315号

平成18年兵庫県告示第924号（農業振興地域の変更）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び北播磨県民局加東農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

本文中三木農業振興地域図の一部を改める。



兵庫県告示第316号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成28年3月15日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	三口坂本地区	平成28年3月29日から 同年4月18日まで	加西市役所



兵庫県告示第317号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名 (工区名)	地域名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
農地整備事業（経営体育 成型）	宇原	宍粟市山崎町宇原	平成22. 9. 2	平成26. 3. 25	区画整理



兵庫県告示第318号

平成 8 年兵庫県告示第373号（主要農作物奨励品種等の指定）の一部を次のように改正し、1 については平成 28 年 3 月31日から、2 については同年12月31日から施行する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 1の表大豆の款中

「

大豆	基幹奨励品種	白大豆	サチユタカ
	認定品種	白大豆	夢さよう

」

を

「

大豆	基幹奨励品種	白大豆	サチユタカ、サチユタカ A 1 号
	認定品種	白大豆	夢さよう

」

に改める。

2 1の表大豆の款中

「

大豆	基幹奨励品種	白大豆	サチユタカ、サチユタカ A 1 号
	認定品種	白大豆	夢さよう

」

を

「

大豆	基幹奨励品種	白大豆	サチユタカ A 1 号
	認定品種	白大豆	夢さよう

」

に改める。



兵庫県告示第319号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第 1 項の規定により、林業種苗生産事業者を次のとおり登録した。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の 養成	幼苗以 外の苗 木養成	

光2	岸 根 俊 雄 宍粟市一宮町能倉1400番地1	○	○	○	生産事業者の氏名又は 名称及び住所に同じ
----	----------------------------	---	---	---	-------------------------



兵庫県告示第320号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
淡路市仮屋字中416の1・字南409の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第321号

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

商号又は名称及び 代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因と なった事実	取消年月日
			区分	種 類		
伊本鉄筋興業 代伊木 啓量	神戸市中央区下山手通 8-15-25	般-27 第114661号	一般	鉄筋工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成28年 2月15日
㈱ノーパンインシ スト 代小嶋 寛	同 市同 区山本通2 -4-24 リランズゲ ート4F	般-22 第115885号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月17日
㈱山栄 代浅田 英記	同 市兵庫区御崎本町 2-10-18	般-25、26 特-27 第114561号	一般	管工事業、しゅんせつ 工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成28年 1月15日
河野板金工作所 代河野 芳雄	同 市同 区湊山町7 -7	般-23 第116100号	一般	板金工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年2月10日
木場建設 代木場 博之	同 市北区上津台6- 13-22	般-26 第115512号	一般	土木工事業、とび・土 土工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成27年12月13日
㈱光榮 代鍋田 昌敬	同 市同区山田町下谷 上字下の勝13-1	般-24 第110470号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成28年 2月 1日
㈱福井設備 代福井 章雄	同 市長田区片山町1 -27-16	般-23 第110317号	一般	水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成27年12月 8日
川野電工 代川野 猛	同 市須磨区明神町2 -4-1	般-23 第111511号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月28日
ノースプランニン グ㈱ 代水戸 衛	同 市垂水区小東山本 町2-2-1	般-26、27 第406136号	一般	建築工事業、大工工事 業、屋根工事業、タイ ル・れんが・ブロック 工事業、内装仕上工事 業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成28年 1月15日

㈱竹中工務店 代竹中 敏勝	同 市西区神出町古神 704	般-23 第110084号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月24日
和田塗装 代和田 英治	尼崎市昭神通1-16- 1	般-26 第217919号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成27年12月11日
フクエイ建設㈱ 代廣田 真人	同 市平左衛門町18- 27	般-22 第208110号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成28年2月1日
マツヤマ工業㈱ 代松山 茂	同 市長洲西通2-9 -4	般-24 第216697号	一般	とび・土工工事業、タ イル・れんが・ブロッ ク工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月3日
マルエス工運㈱ 代福本 正昭	同 市鶴町7-8	般-24 第215023号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月8日
眞栄田建設工業 代眞栄田 和也	同 市武庫元町2-20 -16	般-25 第217828号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月12日
前忠工業㈱ 代藤井 豊樹	芦屋市宮川町3-3	般-27 第211639号	一般	水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月26日
共同鉄工所 代増田 茂	伊丹市荻野7-45-2	般-26 第302068号	一般	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月22日
堀本組 代堀本 雄二	宝塚市大成町4-10	般-23 第213475号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月16日
芝本産業㈱ 代芝本 忠雄	加古川市加古川町備後 301	般-23 特-27 第400351号	特定	塗装工事業、造園工事 業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月10日
長友建設 代長友 泰樹	同 市志方町横大路 913	般-25 第407316号	一般	大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月24日
㈱NAKAYAC ORPORATI ON 代中島 拓也	高砂市神爪4-5-22 -305	般-24 第407212号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、ほ装 工事業、しゅんせつ工 事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月18日
㈱神田組 代神田 哲茂	加西市山田町359-2	般-23、25 第350141号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成28年1月16日
㈱基泰組 代壺井 亨	加東市上田335-2	般・特-23 第350271号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年2月15日
新井建築 代新井 弘二郎	姫路市夢前町菅生潤 1489-33	般-22、26 第460861号	一般	大工工事業、屋根工事 業、タイル・れんが・ ブロック工事業、内装 仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成27年4月1日
伸央 代谷上 農夫也	同 市北今宿3-1101	般-24 第457994号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成28年1月31日
さかき原建築工房 ㈱ 代榊原 幸三	同 市飾磨区阿成植木 1003	般-26 第460652号	一般	土木工事業、建築工事 業、鋼構造物工事業、 鉄筋工事業、ほ装工事 業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年2月2日
㈱アサヒ 代仲住 明	宍粟市山崎町鶴木39- 1	般-24 第502057号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月1日
マルナカ産業(有) 代中尾 紀一	佐用郡佐用町佐用3095 -1	般-23、24 第551649号	一般	建築工事業、塗装工事 業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
西田住建 代西田 俊巳	豊岡市日高町栗山881	般-26 第651111号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成27年9月2日
㈱藤垣建設 代青田 恵子	同 市森津272	般-23 第650576号	一般	土木工事業、とび・土 土工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成28年2月12日
植木工務店 代植木 重雄	丹波市氷上町常楽973	般-23 第751855号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月9日

ディーエムハウス 株 代長尾 邦廣	洲本市安乎町平安浦 1864—10	般—27 第801752号	一般	大工工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月12日
浜口工務店 代浜口 和茂	南あわじ市松帆古津路 249—4	般—22 第801104号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月10日
昭和窯業株 代登 勇	同 市松帆古津路 645	般—22 第801232号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月22日



兵庫県告示第322号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
基本測量（オルソ作成）
- 2 作業期間
平成27年10月30日から平成28年 3月 8日まで
- 3 作業地域
洲本市及び淡路市



兵庫県告示第323号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 起業者の名称
小野市
- 2 事業の種類
小野市新庁舎建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県小野市中島町字馬場崎、字大下及び字谷戸崎地内
 - (2) 使用の部分
兵庫県小野市中島町字大下及び字谷戸崎地内
- 4 事業の認定をした理由
小野市新庁舎建設事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号が規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。
 - (1) 法第20条第1号要件について
本件事業は、現庁舎の分散や老朽化等による市民サービスや執務環境の低下に対応するため、市の事務の用に供する施設の整備を行う事業であり、本件事業で整備する施設は、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。
 - (2) 法第20条第2号要件について
本件事業の起業者である小野市は、地方債起債や市公共施設整備基金繰入等により本件事業に必要な財源措置を講じることとし、本件事業に必要な専任職員を配置するなど組織体制を整備していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。
よって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。
 - (3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業を施行する小野市の現庁舎は5棟に分散しており、庁舎の配置や構造等から、来庁者が必要とする行政サービスによっては、庁舎間の移動が必要となるなど、市民に不便を強いているだけでなく、高齢者等の社会的弱者への対応も不十分で、行政の効率的な運営にも支障を来している。

また、5棟の庁舎のうち主要な庁舎である本庁舎、第2庁舎及び第3庁舎の老朽化が特に著しいうえ、非常電源設備の供給能力が不足しており、それを補うための増強も困難で、災害時の行政機能の停滞が危惧されている。

本件事業は、こうした課題に対応するため、分散している行政機能を統合する新庁舎を建設することにより、庁舎の分散と老朽化の弊害を解消し、執務の効率化と一元的な行政サービスを実現し、市民の利便性向上とともに、災害時における市庁舎としての機能の充実を図り、市民に安全安心を提供するもので、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業地は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農業振興地域に指定されている地域であり、同地域の南西端に位置する。

本件事業によって、約1.4ヘクタールの水田が庁舎敷地となるが、北東に広がる農地の集団性は保たれることから、地域の農業経営に与える影響は小さいと判断される。本件事業の実施により水田が持つ保水機能が失われることについても、起業者は総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）に基づき、駐車場等に洪水調整池機能を持たせ、雨水の流出を抑制することから、起業地周辺への影響は小さいと判断される。

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に定める対象事業ではないが、本件事業が環境に及ぼす影響について起業者が任意に調査をしたところ、起業地には、保護のため特別な措置を講ずべき動植物は確認されておらず、本件事業の施行による環境への影響は少ない。

文化財については、起業地には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地も存在していないため、保護に支障を及ぼすことはない。

これらのことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 起業地の選定について

起業地の選定にあたっては、現敷地が建替えに必要な仮設庁舎敷地を確保できないことなどから移転新築が必要であると判断し、(1)社会的条件：①交通条件／主要道路との接続が良好で、市民の交通の便が図られること、②環境条件／基本的な都市インフラが整備済みで、周辺の土地利用と整合しており、災害のおそれがないこと、(2)技術的条件：大規模な造成工事が不要なこと、仮設進入路等の仮設工事が不要など建築工法が容易となること、(3)経済的条件：本件事業にかかる初期経費（用地費、補償費及び工事費等）について経済性に優れていること、以上3つの観点から3案の候補地を選定している。

起業者は、候補地案について比較考量を行い、3案の中で最も優れた案を選定しており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの得られる公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、5棟に分散している現庁舎では、各庁舎間の連携や移動に支障を来していることに加え、本庁舎、第2庁舎及び第3庁舎の老朽化が著しく、非常電源設備の供給能力不足への対応も困難で、災害時における行政機能の停滞が危惧されていることから、一元的な行政サービスの提供や移動の円滑化による行政サービスの充実とともに、災害時において市民に安心を提供できる機能を持った新庁舎の建設が急務となっている。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業の施行により整備する新庁舎は、職員数をもとに算出した面積に応じて設計されており、起業地は、この新庁舎に加え、職員や来庁者が使用する乗用車等の台数をもとに算出した駐車場、車路、緑地等本件事業の目的を達成するための必要最小限度の規模となっていることから、本件事業の起業地の範囲は適切であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

ウ 総合的判断

ア及びイで述べたように、本件事業は起業地を収用し、又は使用することができる事業として施行する必要がある、また、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

小野市役所総務部新庁舎建設準備室



兵庫県告示第324号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、中播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成28年近畿地方整備局告示第32号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3. 5. 102号城東線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間
平成28年3月10日から平成33年3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県姫路市鍵町、本町、河間町、八代及び伊伝居地内
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第325号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成28年近畿地方整備局告示第33号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業

- 3. 4. 8号朝霧二見線
- 3. 3. 101号江井ヶ島松陰新田線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間
平成28年3月10日から平成35年3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県明石市大久保町江井島字池下、字西辻ヶ鼻、字辻ヶ鼻及び字道下並びに大久保町西嶋字大原、字下カジヤ、字上カジヤ、字中スジ及び字北ヶ市地内
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年3月29日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成28年3月29日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 飾東宝殿停車場線	加古川市西神吉町大国字北川828番1から 同 市西神吉町辻字巡り町433番1まで	旧	3.0から 14.0まで	567.0	
		新	9.0から 21.0まで	592.0	



兵庫県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年3月31日から供用を開始する。

その関係図面は、平成28年3月29日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 塩瀬宝塚線	宝塚市玉瀬字奥之焼2番71から 同 市玉瀬字奥之焼2番92まで	旧	4.0から 12.0まで	242.0	
		新	4.0から 33.0まで	233.0	



兵庫県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年3月29日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成28年3月29日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 野口尾上線	加古川市野口町水足字南山804番1から	旧	12.0から	2,188.0	一部 予定地
	同 市野口町長砂字六人831番3まで		84.0まで		
	加古川市野口町水足字南山671番3から	新	6.0から	2,142.0	
	同 市野口町良野字大塚40番29まで		34.0まで		
加古川市野口町水足字南山804番1から	新	12.0から	2,188.0	一部 予定地	
同 市野口町長砂字六人831番3まで		84.0まで			



兵庫県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年3月29日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成28年3月29日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 平木南山線	加東市南山1丁目5番3から	旧	58.0から	17.0	
	同 市南山1丁目5番3まで	新	52.0から		
			58.0まで		
			52.0まで		



兵庫県告示第330号

平成25年兵庫県告示第313号の2（重要調整池の設置に関する技術的基準）の一部を次のように改正する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1の(4)中「6地域」を「7地域」に改め、表1-1及び図1-1を次のように改める。

地域名	該当する地域
A 1	神戸市(明石川流域以東)、尼崎市、明石市(明石川流域以東)、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、小野市、三田市、加西市、加東市、川辺郡猪名川町
A 2	西脇市、篠山市、丹波市、多可郡多可町
B 1	神戸市(明石川流域から西側)、姫路市(夢前町・安富町・香寺町を除く。)、明石市(明石川流域から西側)、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、たつの市(千種川流域を除く。)、加古郡稲美町、同郡播磨町、揖保郡太子町、赤穂郡上郡町
B 2	姫路市(夢前町、安富町、香寺町)、朝来市(市川流域)、宍粟市、たつの市(千種川流域)、神崎郡市川町、同郡福崎町、同郡神河町、佐用郡佐用町
C 1	豊岡市(竹野町・日高町を除く。)
C 2	豊岡市(竹野町・日高町)、養父市、朝来市(市川流域を除く。)、美方郡香美町、同郡新温泉町
D	洲本市、南あわじ市、淡路市

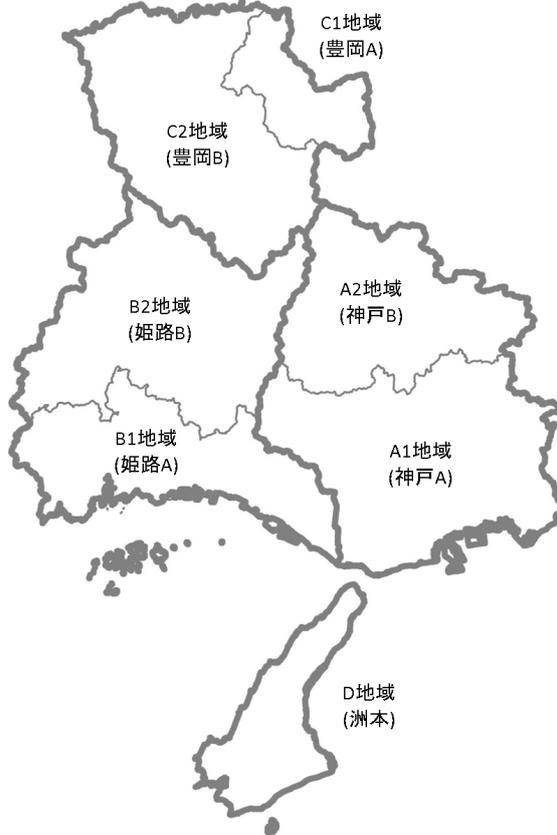


表 1 - 1 降雨強度式適用地域

図 1 - 1 降雨強度式適用地域区分図

2の(7)中表2-1を次のように改める。

単位：mm/h

A 1 地域	A 2 地域	B 1 地域	B 2 地域	C 1 地域	C 2 地域	D 地域
$\frac{845.0}{t^{0.6}+1.553}$	$\frac{1014.0}{t^{0.6}+1.553}$	$\frac{1142.4}{t^{2/3}+3.578}$	$\frac{1256.6}{t^{2/3}+3.578}$	$\frac{991.5}{t^{2/3}+2.715}$	$\frac{1090.7}{t^{2/3}+2.715}$	$\frac{732.9}{t^{0.5}+1.368}$

表 2 - 1 年超過確率 1 / 30降雨強度式 (t = 洪水到達時間(分))

2の(9)中表2-4及び表2-5を次のように改める。

単位：mm/h

A 1 地域	A 2 地域	B 1 地域	B 2 地域	C 1 地域	C 2 地域	D 地域
$\frac{1007.9}{t^{0.6}+1.645}$	$\frac{1209.5}{t^{0.6}+1.645}$	$\frac{1376.3}{t^{2/3}+3.815}$	$\frac{1513.9}{t^{2/3}+3.815}$	$\frac{1176.8}{t^{2/3}+2.819}$	$\frac{1294.5}{t^{2/3}+2.819}$	$\frac{898.7}{t^{0.5}+1.578}$

表 2 - 4 年超過確率 1 / 100降雨強度式 (t = 洪水到達時間(分))

地 域	適 用 地 域	地域係数C	A = 1 km ² のときの比流量(m ³ /s/km ²)
近 畿	A 1・A 2地域	41	41
山 陰	C 1・C 2地域	44	44
瀬 戸 内	B 1・B 2・D地域	37	37

表 2 - 5 地域別比流量値

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は平成28年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項に定める日前において、開発行為を行うにつき法令上の許可若しくは認可を必要とする者が当該許可若しくは認可を求める申請を行った場合又は総合治水条例第11条第 1 項の届出がなされた場合における当該申請に係る開発行為については、なお従前の例による。



兵庫県告示第331号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山田AⅡ (119000021)	小野市山田町 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田BⅡ (119000022)	小野市山田町 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図 1 及び別図 2 は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び小野市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第332号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上万願寺JⅡ (121000127)	加西市上万願寺町 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊
上万願寺KⅡ (121000128)	加西市上万願寺町 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊
上万願寺 1 I (221000079)	加西市上万願寺町 (別図 3 のとおり)	土石流
準谷川 1 I (221000080)	加西市上万願寺町 (別図 4 のとおり)	土石流

(別図 1 から別図 4 までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木

事務所及び加西市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第333号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
徳尾(3)Ⅱ (124060127)	丹波市市島町徳尾 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
門名谷川Ⅰ (224060085)	丹波市市島町上鴨阪 (別図2のとおり)	土石流
栃谷川Ⅲ (224060086)	丹波市市島町徳尾 (別図3のとおり)	土石流

(別図1から別図3までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第334号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上内膳(2)Ⅲ-2 (106010215)	洲本市上内膳 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
上内膳(2)Ⅲ-3 (106010216)	洲本市上内膳 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田原(2)Ⅲ-2 (106010217)	洲本市安乎町山田原 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
北谷(2)Ⅲ-2 (106010218)	洲本市安乎町北谷 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
北谷(2)Ⅲ-3 (106010219)	洲本市安乎町北谷 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
安浦(2)Ⅲ-2 (106010220)	洲本市安乎町平安浦 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
厚浜(1)Ⅲ-2 (106010221)	洲本市中川原町厚浜 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
安坂Ⅲ-2 (106010222)	洲本市中川原町安坂 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
三木田(1)Ⅲ-2 (106010223)	洲本市中川原町三木田 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図 1 から別図 9 までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第335号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、土砂災害警戒区域（平成20年兵庫県告示第213号）の一部について、次のとおり指定を解除する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
森北(4) I (101010004)	神戸市東灘区森北町5丁目 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図 4 は省略し、この図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第336号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、土砂災害警戒区域（平成23年兵庫県告示第803号）の一部について、次のとおり指定を解除する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西大池(1) I (101070330)	神戸市北区西大池1丁目 (別図304のとおり)	急傾斜地の崩壊
混布谷 I (201070038)	神戸市北区有馬町 (別図538のとおり)	土石流

(別図304及び別図538は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第337号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、土砂災害警戒区域（平成25年兵庫県告示第539号）の一部について、次のとおり指定を解除する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
箕谷川右支溪 I (201070068)	神戸市北区山田町下谷上 (別図101のとおり)	土石流

(別図101は省略し、この図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第338号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、土砂災害警戒区域（平成23年兵庫県告示第804号）の一部について、次のとおり指定を解除する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
辻堂Ⅱ (101050192)	神戸市須磨区妙法寺 (別図115のとおり)	急傾斜地の崩壊
妙法寺川左支(1)Ⅰ (201050042)	神戸市須磨区妙法寺 (別図152のとおり)	土石流

(別図115及び別図152は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第339号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、土砂災害警戒区域（平成23年兵庫県告示第805号）の一部について、次のとおり指定を解除する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高丸(1)Ⅰ (101060078)	神戸市垂水区高丸4丁目 (別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊
千代が丘(1)Ⅱ (101060153)	神戸市垂水区千代が丘2丁目 (別図123のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図64及び別図123は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第340号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、土砂災害警戒区域（平成25年兵庫県告示第541号）の一部について、次のとおり指定を解除する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
右支溪塩屋谷川Ⅲ (201060013)	神戸市垂水区塩屋町4丁目 (別図31のとおり)	土石流

(別図31は省略し、この図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第341号

平成22年兵庫県告示第395号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び小野市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

下榑Ⅰ（119000003）の項中別図3、右支溪第3Ⅰ（219000011）の項中別図31を改める。



兵庫県告示第342号

平成21年兵庫県告示第466号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、この図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び加西市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

上万願寺HⅡ（121000075）の項中別図107を改める。



兵庫県告示第343号

平成21年兵庫県告示第301号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び加東市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

平木(5)Ⅱ（129010022）の項中別図22、平木(10)Ⅱ（129010046）の項中別図46、平木(11)Ⅲ（129010060）の項中別図60、平木谷西Ⅱ（229010037）の項中別図115を改める。



兵庫県告示第344号

平成19年兵庫県告示第713号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

角亀(1)Ⅰ（112020001）の項中別図1、角亀Ⅰ（112020002）の項中別図2、上筋原(2)Ⅰ（112020063）の項中別図63、上筋原(6)Ⅰ（112020066）の項中別図66、下筋原AⅡ（112020067）の項中別図67、上筋原DⅡ（112020073）の項中別図73を改める。



兵庫県告示第345号

平成23年兵庫県告示第213号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、この図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

別所Ⅱ（126020068）の項中別図68を改める。



兵庫県告示第346号

平成21年兵庫県告示第679号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、この図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

上竹田宮ノ下Ⅲ（124060046）の項中別図46を改める。



兵庫県告示第347号

平成19年兵庫県告示第779号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

下内膳Ⅰ（106010060）の項中別図73、奥畑（5）Ⅱ（106010069）の項中別図82、奥畑（1）Ⅲ（106010082）の項中別図95、奥畑（2）Ⅲ（106010083）の項中別図96、奥畑（3）Ⅲ（106010084）の項中別図97、上内膳（2）Ⅲ（106010086）の項中別図99、奥畑中谷Ⅱ（206010020）の項中別図106、中田（2）Ⅱ（106010117）の項中別図142、安浦（6）Ⅱ（106010123）の項中別図148、山田原（1）Ⅲ（106010124）の項中別図149、山田原（2）Ⅲ（106010125）の項中別図150、宮野原Ⅲ（106010126）の項中別図151、北谷（1）Ⅲ（106010127）の項中別図152、北谷（2）Ⅲ（106010128）の項中別図153、古宮（1）Ⅲ（106010129）の項中別図154、古宮（2）Ⅲ（106010130）の項中別図155、安浦（2）Ⅲ（106010133）の項中別図158、安浦（3）Ⅲ（106010134）の項中別図159、安浦（5）Ⅲ（106010136）の項中別図161、安浦（6）Ⅲ（106010137）の項中別図162、厚浜（1）Ⅲ（106010157）の項中別図187、厚浜（2）Ⅲ（106010158）の項中別図188、安坂Ⅲ（106010160）の項中別図190、三木田（1）Ⅲ（106010161）の項中別図191、三木田（2）Ⅲ（106010162）の項中別図192、納原（1）Ⅲ（106010167）の項中別図204及び納原（3）Ⅲ（106010169）の項中別図206を改める。



兵庫県告示第348号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
黒田（2）Ⅰ （114020010）	西脇市黒田庄町黒田 （別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
黒田（3）Ⅰ （114020011）	西脇市黒田庄町黒田 （別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
黒田（4）Ⅰ （114020012）	西脇市黒田庄町黒田 （別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
黒田BⅡ （114020014）	西脇市黒田庄町黒田 （別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
黒田CⅡ （114020015）	西脇市黒田庄町黒田 （別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
寺内Ⅲ （114020017）	西脇市黒田庄町黒田 （別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
寺内谷川Ⅱ （21402008）	西脇市黒田庄町黒田 （別図7のとおり）	土石流	別図7のとおり

（別図1から別図7までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第349号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下榊 I (119000003)	小野市榊町 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
市場 I (119000008)	小野市市場町 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
大坪 II (119000013)	小野市山田町 (別図 3 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
下榊A II (119000014)	小野市榊町 (別図 4 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
下榊B II (119000015)	小野市榊町 (別図 5 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
下榊C II (119000016)	小野市榊町 (別図 6 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
榊 II (119000017)	小野市榊町 (別図 7 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
山田A II (119000021)	小野市山田町 (別図 8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
山田B II (119000022)	小野市山田町 (別図 9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
山田町 I (219000010)	小野市山田町 (別図10のとおり)	土石流	別図10のとおり
右支溪第 3 I (219000011)	小野市榊町 (別図11のとおり)	土石流	別図11のとおり
右支溪第 1 II (219000019)	小野市檜山町 (別図12のとおり)	土石流	別図12のとおり
右支溪第 2 II (219000020)	小野市榊町 (別図13のとおり)	土石流	別図13のとおり

(別図 1 から別図13までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び小野市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第350号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

上万願寺(1)Ⅰ (121000065)	加西市上万願寺町 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
上万願寺AⅡ (121000073)	加西市上万願寺町 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
上万願寺BⅡ (121000074)	加西市上万願寺町 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
上万願寺HⅡ (121000075)	加西市上万願寺町 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
上万願寺CⅡ (121000076)	加西市上万願寺町 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
上万願寺IⅡ (121000077)	加西市上万願寺町 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
上万願寺DⅡ (121000078)	加西市上万願寺町 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
上万願寺EⅡ (121000079)	加西市上万願寺町 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
上万願寺FⅡ (121000080)	加西市上万願寺町 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
上万願寺GⅡ (121000081)	加西市上万願寺町 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
上万願寺JⅡ (121000127)	加西市上万願寺町 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
上万願寺KⅡ (121000128)	加西市上万願寺町 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
遠坂川Ⅰ (221000045)	加西市上万願寺町 (別図13のとおり)	土石流	別図13のとおり
準谷川1Ⅱ (221000057)	加西市上万願寺町 (別図14のとおり)	土石流	別図14のとおり
準谷川2Ⅱ (221000058)	加西市上万願寺町 (別図15のとおり)	土石流	別図15のとおり
万願寺川左一Ⅱ (221000059)	加西市上万願寺町 (別図16のとおり)	土石流	別図16のとおり
ウラメンダコ1Ⅱ (221000061)	加西市上万願寺町 (別図17のとおり)	土石流	別図17のとおり
ウラメンダコ2Ⅱ (221000062)	加西市上万願寺町 (別図18のとおり)	土石流	別図18のとおり
草箱谷Ⅱ (221000063)	加西市上万願寺町 (別図19のとおり)	土石流	別図19のとおり
上万願寺川3Ⅱ (221000064)	加西市上万願寺町 (別図20のとおり)	土石流	別図20のとおり

上万願寺 1 I (221000079)	加西市上萬願寺町 (別図21のとおり)	土石流	別図21のとおり
準谷川 1 I (221000080)	加西市上萬願寺町 (別図22のとおり)	土石流	別図22のとおり

(別図 1 から別図22までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び加西市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第351号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平木(1) I (129010007)	加東市平木 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
平木(2) I (129010008)	加東市平木 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
平木(3) I (129010009)	加東市平木 (別図 3 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
平木(4) II (129010021)	加東市平木 (別図 4 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
平木(5) II (129010022)	加東市平木 (別図 5 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
平木(6) II (129010023)	加東市平木 (別図 6 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
平木(7) II (129010024)	加東市平木 (別図 7 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
上鴨川・平木(1) II (129010025)	加東市平木 (別図 8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
平木(10) II (129010046)	加東市平木 (別図 9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
下鴨川(2) III (129010058)	加東市下鴨川 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
下鴨川(3) III (129010059)	加東市下鴨川 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
平木(11) III (129010060)	加東市平木 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
門前(1)Ⅱ (131010001)	多可郡多可町中区門前 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
門前(3)Ⅱ (131010003)	多可郡多可町中区門前 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
鳥羽(1)Ⅰ (131020004)	多可郡多可町加美区鳥羽 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
鳥羽(2)Ⅰ (131020005)	多可郡多可町加美区鳥羽 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
鳥羽(3)Ⅰ (131020006)	多可郡多可町加美区鳥羽 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
鳥羽(5)Ⅱ (131020008)	多可郡多可町加美区鳥羽 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
門前西谷Ⅰ (231010001)	多可郡多可町中区門前 (別図7のとおり)	土石流	別図7のとおり
門前東谷Ⅰ (231010002)	多可郡多可町中区門前 (別図8のとおり)	土石流	別図8のとおり
山田谷川Ⅰ (231020009)	多可郡多可町加美区鳥羽 (別図9のとおり)	土石流	別図9のとおり
上清水川Ⅰ (231020011)	多可郡多可町加美区鳥羽 (別図10のとおり)	土石流	別図10のとおり

(別図1から別図10までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第353号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
角亀(1)Ⅰ (112020001)	たつの市新宮町角亀 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
角亀Ⅰ (112020002)	たつの市新宮町角亀 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
角亀AⅡ (112020008)	たつの市新宮町角亀 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

角亀BⅡ (112020010)	たつの市新宮町角亀 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
下筋原(1)Ⅰ (112020059)	たつの市新宮町下筋原 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
下筋原(2)Ⅰ (112020060)	たつの市新宮町下筋原 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
上筋原(1)Ⅰ (112020061)	たつの市新宮町上筋原 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
上筋原(3)Ⅰ (112020062)	たつの市新宮町上筋原 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
上筋原(2)Ⅰ (112020063)	たつの市新宮町上筋原 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
上筋原(4)Ⅰ (112020064)	たつの市新宮町上筋原 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
上筋原(5)Ⅰ (112020065)	たつの市新宮町上筋原 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
上筋原(6)Ⅰ (112020066)	たつの市新宮町上筋原 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
下筋原AⅡ (112020067)	たつの市新宮町下筋原 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
下筋原BⅡ (112020068)	たつの市新宮町下筋原 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
上筋原BⅡ (112020069)	たつの市新宮町上筋原 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
下筋原CⅡ (112020070)	たつの市新宮町下筋原 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
下筋原DⅡ (112020071)	たつの市新宮町下筋原 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
上筋原CⅡ (112020072)	たつの市新宮町上筋原 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
上筋原DⅡ (112020073)	たつの市新宮町上筋原 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
上筋原EⅡ (112020074)	たつの市新宮町上筋原 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
上筋原FⅡ (112020075)	たつの市新宮町上筋原 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
下筋原aⅢ (112020077)	たつの市新宮町下筋原 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
上筋原aⅢ (112020079)	たつの市新宮町上筋原 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり

向山川 I (212020003)	たつの市新宮町角亀 (別図24のとおり)	土石流	別図24のとおり
上ノ垣内川 I (212020004)	たつの市新宮町角亀 (別図25のとおり)	土石流	別図25のとおり
池ノ奥川 I (212020005)	たつの市新宮町角亀 (別図26のとおり)	土石流	別図26のとおり
下筋原川 I (212020007)	たつの市新宮町下筋原 (別図27のとおり)	土石流	別図27のとおり
長谷川 1 II (212020008)	たつの市新宮町上筋原 (別図28のとおり)	土石流	別図28のとおり
長谷川 2 II (212020009)	たつの市新宮町上筋原 (別図29のとおり)	土石流	別図29のとおり
猪ノ谷 II (212020010)	たつの市新宮町下筋原 (別図30のとおり)	土石流	別図30のとおり

(別図 1 から別図30までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第354号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
宮内(1) II (126020063)	朝来市和田山町法道寺 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
宮内(2) II (126020064)	朝来市和田山町法道寺 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
法道寺(1) II (126020065)	朝来市和田山町法道寺 (別図 3 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
法道寺(2) II (126020066)	朝来市和田山町法道寺 (別図 4 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
岡 I (126020067)	朝来市和田山町岡 (別図 5 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
別所 II (126020068)	朝来市和田山町岡 (別図 6 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
岡 II (126020069)	朝来市和田山町岡 (別図 7 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり

宮田(1)Ⅱ (126020070)	朝来市和田山町宮田 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
宮田(2)Ⅱ (126020071)	朝来市和田山町宮田 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
土田(1)Ⅱ (126020073)	朝来市和田山町土田 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
土田(2)Ⅱ (126020074)	朝来市和田山町土田 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
寺谷Ⅰ (126020075)	朝来市和田山町寺谷 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
寺谷(1)Ⅱ (126020076)	朝来市和田山町寺谷 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
寺谷(2)Ⅱ (126020077)	朝来市和田山町寺谷 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
東谷(1)Ⅱ (126020080)	朝来市和田山町東谷 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
東谷(2)Ⅱ (126020081)	朝来市和田山町東谷 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
東谷(3)Ⅱ (126020082)	朝来市和田山町東谷 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
玉置Ⅰ (126020084)	朝来市和田山町玉置 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
桑原(1)Ⅱ (126020085)	朝来市和田山町桑原 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
桑原(2)Ⅱ (126020086)	朝来市和田山町桑原 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
桑原(3)Ⅱ (126020087)	朝来市和田山町桑原 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
桑原(4)Ⅱ (126020088)	朝来市和田山町桑原 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
枚田(3)Ⅰ (126020091)	朝来市和田山町枚田 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
枚田(1)Ⅱ (126020094)	朝来市和田山町枚田 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
法興寺Ⅱ (126020097)	朝来市和田山町法興寺 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
比治Ⅰ (126020098)	朝来市和田山町比治 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり

比治Ⅱ (126020099)	朝来市和田山町比治 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
東林川Ⅱ (226020052)	朝来市和田山町法道寺 (別図28のとおり)	土石流	別図28のとおり
芳賀野Ⅰ (226020054)	朝来市和田山町岡 (別図29のとおり)	土石流	別図29のとおり
投山川Ⅰ (226020055)	朝来市和田山町岡 (別図30のとおり)	土石流	別図30のとおり
長尾川Ⅱ (226020059)	朝来市和田山町岡 (別図31のとおり)	土石流	別図31のとおり
別所川Ⅱ (226020060)	朝来市和田山町岡 (別図32のとおり)	土石流	別図32のとおり
石堂川Ⅱ (226020061)	朝来市和田山町岡 (別図33のとおり)	土石流	別図33のとおり
高瀬川Ⅰ (226020062)	朝来市和田山町宮田 (別図34のとおり)	土石流	別図34のとおり
寺谷上川Ⅰ (226020067)	朝来市和田山町寺谷 (別図35のとおり)	土石流	別図35のとおり
寺谷下川Ⅰ (226020068)	朝来市和田山町寺谷 (別図36のとおり)	土石流	別図36のとおり
鳥ノ奥川Ⅰ (226020073)	朝来市和田山町平野 (別図37のとおり)	土石流	別図37のとおり
大谷川Ⅰ (226020077)	朝来市和田山町和田山 (別図38のとおり)	土石流	別図38のとおり
水谷川Ⅰ (226020086)	朝来市和田山町桑原 (別図39のとおり)	土石流	別図39のとおり
北山川Ⅰ (226020090)	朝来市和田山町枚田 (別図40のとおり)	土石流	別図40のとおり
小谷川Ⅰ (226020091)	朝来市和田山町枚田 (別図41のとおり)	土石流	別図41のとおり
法興寺川Ⅰ (226020094)	朝来市和田山町法興寺 (別図42のとおり)	土石流	別図42のとおり

(別図 1 から別図42までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

#### 兵庫県告示第355号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称                    | 指 定 の 区 域               | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------------------------|-------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 徳尾(2)Ⅰ<br>(124060015)  | 丹波市市島町徳尾<br>(別図1のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 徳尾谷上Ⅰ<br>(124060019)   | 丹波市市島町徳尾<br>(別図2のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 徳尾(2)Ⅱ<br>(124060022)  | 丹波市市島町徳尾<br>(別図3のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 徳尾(1)Ⅲ<br>(124060024)  | 丹波市市島町徳尾<br>(別図4のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 徳尾(2)Ⅲ<br>(124060025)  | 丹波市市島町徳尾<br>(別図5のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 徳尾(3)Ⅲ<br>(124060026)  | 丹波市市島町徳尾<br>(別図6のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 大杉(1)Ⅲ<br>(124060027)  | 丹波市市島町徳尾<br>(別図7のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 徳尾谷上Ⅲ<br>(124060029)   | 丹波市市島町徳尾<br>(別図8のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |
| 鴨阪Ⅰ<br>(124060030)     | 丹波市市島町上鴨阪<br>(別図9のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図9のとおり                       |
| 鴨阪(2)Ⅰ<br>(124060031)  | 丹波市市島町上鴨阪<br>(別図10のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図10のとおり                      |
| 尾端Ⅱ<br>(124060033)     | 丹波市市島町上鴨阪<br>(別図11のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図11のとおり                      |
| 鴨阪(2)Ⅱ<br>(124060035)  | 丹波市市島町上鴨阪<br>(別図12のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図12のとおり                      |
| 尾端(3)Ⅱ<br>(124060036)  | 丹波市市島町上鴨阪<br>(別図13のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図13のとおり                      |
| 上鴨阪Ⅲ<br>(124060038)    | 丹波市市島町上鴨阪<br>(別図14のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図14のとおり                      |
| 尾端Ⅲ<br>(124060039)     | 丹波市市島町上鴨阪<br>(別図15のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図15のとおり                      |
| 尾端(2)Ⅱ<br>(124060040)  | 丹波市市島町下鴨阪<br>(別図16のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図16のとおり                      |
| 上竹田倉崎Ⅰ<br>(124060042)  | 丹波市市島町上竹田<br>(別図17のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図17のとおり                      |
| 上竹田(2)Ⅱ<br>(124060043) | 丹波市市島町上竹田<br>(別図18のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図18のとおり                      |

|                          |                         |         |          |
|--------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 上竹田今中(1)Ⅱ<br>(124060044) | 丹波市市島町上竹田<br>(別図19のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 上竹田段宿Ⅱ<br>(124060045)    | 丹波市市島町上竹田<br>(別図20のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 上竹田宮ノ下Ⅲ<br>(124060046)   | 丹波市市島町上竹田<br>(別図21のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 徳尾(3)Ⅱ<br>(124060127)    | 丹波市市島町徳尾<br>(別図22のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 二股倉谷Ⅰ<br>(224060014)     | 丹波市市島町徳尾<br>(別図23のとおり)  | 土石流     | 別図23のとおり |
| 徳尾川Ⅱ<br>(224060017)      | 丹波市市島町徳尾<br>(別図24のとおり)  | 土石流     | 別図24のとおり |
| 百合根谷川Ⅰ<br>(224060032)    | 丹波市市島町上竹田<br>(別図25のとおり) | 土石流     | 別図25のとおり |
| 大畑川Ⅰ<br>(224060033)      | 丹波市市島町上竹田<br>(別図26のとおり) | 土石流     | 別図26のとおり |
| 門名谷川Ⅰ<br>(224060085)     | 丹波市市島町上鴨阪<br>(別図27のとおり) | 土石流     | 別図27のとおり |
| 栃谷川Ⅲ<br>(224060086)      | 丹波市市島町徳尾<br>(別図28のとおり)  | 土石流     | 別図28のとおり |

(別図 1 から別図28までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第356号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称                   | 指 定 の 区 域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 下内膳Ⅰ<br>(106010060)   | 洲本市下内膳<br>(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 奥畑(5)Ⅱ<br>(106010069) | 洲本市奥畑<br>(別図2のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 奥畑(1)Ⅲ<br>(106010082) | 洲本市奥畑<br>(別図3のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 奥畑(2)Ⅲ<br>(106010083) | 洲本市奥畑<br>(別図4のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |

|                        |                          |         |          |
|------------------------|--------------------------|---------|----------|
| 奥畑(3)Ⅲ<br>(106010084)  | 洲本市奥畑<br>(別図5のとおり)       | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり  |
| 上内膳(2)Ⅲ<br>(106010086) | 洲本市上内膳<br>(別図6のとおり)      | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり  |
| 中田(2)Ⅱ<br>(106010117)  | 洲本市安乎町中田<br>(別図7のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり  |
| 安浦(6)Ⅱ<br>(106010123)  | 洲本市安乎町平安浦<br>(別図8のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり  |
| 山田原(1)Ⅲ<br>(106010124) | 洲本市安乎町山田原<br>(別図9のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり  |
| 山田原(2)Ⅲ<br>(106010125) | 洲本市安乎町山田原<br>(別図10のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 宮野原Ⅲ<br>(106010126)    | 洲本市安乎町宮野原<br>(別図11のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 北谷(1)Ⅲ<br>(106010127)  | 洲本市安乎町北谷<br>(別図12のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 北谷(2)Ⅲ<br>(106010128)  | 洲本市安乎町北谷<br>(別図13のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 古宮(1)Ⅲ<br>(106010129)  | 洲本市安乎町古宮<br>(別図14のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 古宮(2)Ⅲ<br>(106010130)  | 洲本市安乎町古宮<br>(別図15のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 安浦(2)Ⅲ<br>(106010133)  | 洲本市安乎町平安浦<br>(別図16のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 安浦(3)Ⅲ<br>(106010134)  | 洲本市安乎町平安浦<br>(別図17のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 安浦(5)Ⅲ<br>(106010136)  | 洲本市安乎町平安浦<br>(別図18のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 安浦(6)Ⅲ<br>(106010137)  | 洲本市安乎町平安浦<br>(別図19のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 厚浜(1)Ⅲ<br>(106010157)  | 洲本市中川原町厚浜<br>(別図20のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 厚浜(2)Ⅲ<br>(106010158)  | 洲本市中川原町厚浜<br>(別図21のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 安坂Ⅲ<br>(106010160)     | 洲本市中川原町安坂<br>(別図22のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 三木田(1)Ⅲ<br>(106010161) | 洲本市中川原町三木田<br>(別図23のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 三木田(2)Ⅲ<br>(106010162) | 洲本市中川原町三木田<br>(別図24のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |

|                          |                          |         |          |
|--------------------------|--------------------------|---------|----------|
| 納原(1)Ⅲ<br>(106010167)    | 洲本市納<br>(別図25のとおり)       | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 納原(3)Ⅲ<br>(106010169)    | 洲本市納<br>(別図26のとおり)       | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 上内膳(2)Ⅲ-2<br>(106010215) | 洲本市上内膳<br>(別図27のとおり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 上内膳(2)Ⅲ-3<br>(106010216) | 洲本市上内膳<br>(別図28のとおり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 山田原(2)Ⅲ-2<br>(106010217) | 洲本市安乎町山田原<br>(別図29のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 北谷(2)Ⅲ-2<br>(106010218)  | 洲本市安乎町北谷<br>(別図30のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 北谷(2)Ⅲ-3<br>(106010219)  | 洲本市安乎町北谷<br>(別図31のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 安浦(2)Ⅲ-2<br>(106010220)  | 洲本市安乎町平安浦<br>(別図32のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 厚浜(1)Ⅲ-2<br>(106010221)  | 洲本市中川原町厚浜<br>(別図33のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 安坂Ⅲ-2<br>(106010222)     | 洲本市中川原町安坂<br>(別図34のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 三木田(1)Ⅲ-2<br>(106010223) | 洲本市中川原町三木田<br>(別図35のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 奥畑中谷Ⅱ<br>(206010020)     | 洲本市上内膳<br>(別図36のとおり)     | 土石流     | 別図36のとおり |

(別図1から別図36までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。)



#### 兵庫県告示第357号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画下水道事業姫路市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更なし
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第358号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
伊丹市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画下水道事業伊丹市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和40年 8月 6日から平成28年 3月31日まで  
変更後 昭和40年 8月 6日から平成31年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第359号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
たつの市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画下水道事業たつの市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和47年11月14日から平成28年 3月31日まで  
変更後 昭和47年11月14日から平成33年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第360号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
西脇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画下水道事業西脇市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和56年 9月16日から平成28年 3月31日まで

変更後 昭和56年 9月16日から平成33年 3月31日まで

- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第361号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
三木市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画下水道事業三木市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和54年 3月27日から平成28年 3月31日まで  
変更後 昭和54年 3月27日から平成33年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第362号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
高砂市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画下水道事業高砂市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和27年 2月22日から平成28年 3月31日まで  
変更後 昭和27年 2月22日から平成33年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
昭和50年兵庫県告示第781号の事業地に高砂市曾根町字御茶屋の一部地内を加え、高砂市曾根町字御茶屋の一部地内を削る。
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第363号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
川西市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画下水道事業川西市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和43年12月28日から平成28年 3月31日まで  
変更後 昭和43年12月28日から平成31年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第364号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
小野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画下水道事業小野市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和54年10月 5日から平成28年 3月31日まで  
変更後 昭和54年10月 5日から平成33年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第365号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
養父市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
八鹿都市計画下水道事業養父市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 平成 5年 1月19日から平成28年 3月31日まで  
変更後 平成 5年 1月19日から平成34年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第366号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
丹波市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
柏原都市計画下水道事業丹波市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和52年 2月 1日から平成28年 3月31日まで  
変更後 昭和52年 2月 1日から平成34年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第367号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
加東市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画下水道事業加東市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和55年 8月 1日から平成28年 3月31日まで  
変更後 昭和55年 8月 1日から平成33年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成24年兵庫県告示第397号の事業地に加東市河高字梅ヶ坪の一部地内を追加する。
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第368号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
多可郡多可町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中都市計画下水道事業中町公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和57年10月12日から平成28年 3月31日まで

変更後 昭和57年10月12日から平成34年 3月31日まで

- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第369号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
加古郡稲美町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画下水道事業稲美町公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 平成元年 2月10日から平成28年3月31日まで  
変更後 平成元年 2月10日から平成33年3月31日まで

- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第370号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
播磨町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画下水道事業播磨町公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和54年 9月11日から平成28年 3月31日まで  
変更後 昭和54年 9月11日から平成33年 3月31日まで

- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第371号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
美方郡香美町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
香住都市計画下水道事業香住町公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 平成3年1月29日から平成28年3月31日まで  
変更後 平成3年1月29日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第372号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
播磨高原広域事務組合
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
西播磨高原都市計画下水道事業西播磨高原公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和62年2月13日から平成28年3月31日まで  
変更後 昭和62年2月13日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第373号**

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定めた兵庫県土地利用基本計画を変更したので、当該変更に係る図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課土地対策室、各県民局土木事務所まちづくり建築課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成28年3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 変更に係る事項  
兵庫県土地利用基本計画図の一部の変更
- 2 変更に係る区域

| 地域名  | 変更に係る市町             |
|------|---------------------|
| 農業地域 | 三田市、たつの市の各一部        |
| 都市地域 | 高砂市、相生市の各一部         |
| 森林地域 | 上郡町、神戸市、姫路市、丹波市の各一部 |



**兵庫県告示第374号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
三田市、芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡猪名川町



**兵庫県告示第375号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
三田市、西宮市、宝塚市及び川西市



**兵庫県告示第376号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画都市再開発の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
三田市、芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡猪名川町



**兵庫県告示第377号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
三田市、芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡猪名川町



**兵庫県告示第378号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画防災街区整備方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
三田市、芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡猪名川町



**兵庫県告示第379号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
明石市、加古川市、高砂市、加古郡播磨町、同郡稲美町、三木市、小野市、加西市、西脇市、加東市及び多可郡多可町



**兵庫県告示第380号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
明石市、加古川市、高砂市、三木市、小野市、西脇市及び加東市



**兵庫県告示第381号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画都市再開発の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
明石市、加古川市、高砂市、加古郡播磨町、同郡稲美町、三木市、小野市、加西市、西脇市及び加東市



**兵庫県告示第382号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
明石市、加古川市、高砂市、加古郡播磨町、同郡稲美町、三木市、小野市、加西市、西脇市及び加東市



**兵庫県告示第383号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画防災街区整備方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
明石市、加古川市、高砂市、加古郡播磨町、同郡稲美町、三木市、小野市、加西市、西脇市及び加東市



**兵庫県告示第384号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
姫路市、たつの市、揖保郡太子町、神崎郡福崎町、相生市、赤穂市、赤穂郡上郡町、宍粟市及び佐用郡佐用町



**兵庫県告示第385号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
中播都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
姫路市、たつの市、揖保郡太子町及び神崎郡福崎町



**兵庫県告示第386号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
西播都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
相生市及び赤穂郡上郡町



**兵庫県告示第387号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
中播都市計画都市再開発の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
姫路市、たつの市、揖保郡太子町及び神崎郡福崎町



**兵庫県告示第388号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
姫路市、たつの市、揖保郡太子町及び神崎郡福崎町



**兵庫県告示第389号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
中播都市計画防災街区整備方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
姫路市、たつの市、揖保郡太子町及び神崎郡福崎町



**兵庫県告示第390号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
西播都市計画防災街区整備方針

- 2 都市計画を変更した土地の区域  
相生市、赤穂市及び赤穂郡上郡町



**兵庫県告示第391号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 豊岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - 浜坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - 香住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - 八鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - 和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
豊岡市、美方郡新温泉町、同郡香美町、養父市及び朝来市



**兵庫県告示第392号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - 丹波都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
篠山市及び丹波市



**兵庫県告示第393号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 洲本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - 淡路都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - 南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
洲本市、淡路市及び南あわじ市



**兵庫県告示第394号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
   阪神間都市計画特別緑地保全地区  
   良元・生瀬特別緑地保全地区
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
   宝塚市武庫山1丁目



**兵庫県告示第395号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
   阪神間都市計画道路
  - 3. 3. 152号臨港線
  - 3. 4. 161号建石線
  - 3. 4. 163号戎線
  - 3. 4. 164号今津西線
  - 3. 5. 165号武庫川右岸線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - [3. 3. 152号臨港線]  
   西宮市東鳴尾町1丁目、東鳴尾町2丁目及び大浜町
  - [3. 4. 161号建石線]  
   西宮市神園町、獅子ヶ口町、甲陽園若江町、甲陽園西山町、甲陽園本庄町、甲陽園日之出町、甲陽園山王町及び新甲陽町
  - [3. 4. 163号戎線]  
   西宮市浜町、建石町、産所町、字平松、平松町、常磐町及び分銅町
  - [3. 4. 164号今津西線]  
   西宮市上甲東園3丁目
  - [3. 5. 165号武庫川右岸線]  
   西宮市上田東町、東鳴尾町2丁目、東鳴尾町1丁目、武庫川町、小松南町1丁目、小松東町3丁目、小松東町2丁目、小松東町1丁目、小曾根町4丁目、小曾根町3丁目、小曾根町2丁目、小曾根町1丁目、戸崎町、甲子園口1丁目及び甲子園口北町



**兵庫県告示第396号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
   東播都市計画道路
  - 3. 2. 20号播磨中央幹線
  - 3. 3. 101号江井ヶ島松陰新田線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - [3. 2. 20号播磨中央幹線]  
   明石市魚住町中尾
  - [3. 3. 101号江井ヶ島松陰新田線]

明石市大久保町江井島



**兵庫県告示第397号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

東播都市計画道路

3. 6. 25号天川線

3. 4. 26号浜幹線

3. 2. 260号梅井線

3. 4. 263号荒井環状線

2 都市計画を変更した土地の区域

[3. 6. 25号天川線]

高砂市曾根町字橋ノ向、字スノコ、字内新田、字北栄及び字大開

[3. 4. 26号浜幹線]

高砂市曾根町字前浜及び字橋ノ向

[3. 2. 260号梅井線]

高砂市竜山1丁目、竜山2丁目、阿弥陀町生石字竜山、字宝殿山、字池町、字宮ノ下、字二反田及び字洲先並びに米田町島字治田、字道田、字西ノ口、字間川、字音樋、字二反田、字三反田及び字才田

[3. 4. 263号荒井環状線]

高砂市荒井町千鳥1丁目



**兵庫県告示第398号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

西播都市計画道路の変更

3. 5. 30号国道373号線

3. 5. 205号南部幹線

2 都市計画を変更した土地の区域

[3. 5. 30号国道373号線]

赤穂郡上郡町與井字川原、上郡字本谷筋ノ八、字本谷筋ノ五、字本谷筋ノ七、字町裏及び字町家ノ一

[3. 5. 205号南部幹線]

赤穂郡上郡町竹万字稗田、字向河原、字中荒神、字上荒神及び字西山並びに山野里字四ツ日、字宿家ノ下、字西前河原及び字西川筋



**兵庫県告示第399号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 豊岡都市計画道路
  - 3. 5. 3号塩津元町一日市線
  - 3. 5. 7号今森江本線
  - 3. 6. 260号東條町弘原線
  - 3. 6. 262号柳福住線
  - 3. 6. 263号川原町線
  - 3. 6. 264号小人町線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - [3. 5. 3号塩津元町一日市線]
  - 豊岡市小田井町及び幸町
  - [3. 5. 7号今森江本線]
  - 豊岡市今森字後溝及び江本字上友田、
  - [3. 6. 260号東條町弘原線]
  - 豊岡市出石町町分字久喜、字日光田並びに出石町弘原字上クゴ及び字見取場
  - [3. 6. 262号柳福住線]
  - 豊岡市出石町柳字柳町、出石町松枝字松枝町、出石町馬場字上馬場、出石町弘原字川原田、字元七軒及び出石町福住字松ノ内
  - [3. 6. 263号川原町線]
  - 豊岡市出石町柳字柳町、出石町川原字川原町、出石町町分字方丈新田、字久喜、字日光田及び出石町弘原字見取場
  - [3. 6. 264号小人町線]
  - 豊岡市出石町柳字柳町、出石町小人字小人町及び字御蔵前



**兵庫県告示第400号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 香住都市計画道路
  - 3. 5. 211号香住村岡線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - 美方郡香美町香住区香住字竹ノ内、字門前、字荒堀、字宇津井、字川田、字真新場、字日ヶ下及び字五反田



**兵庫県告示第401号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 篠山都市計画道路
  - 3. 6. 171号中央線
  - 3. 5. 172号篠山北線
  - 3. 6. 173号城東線
- 2 都市計画を変更した土地の区域

[3. 6. 171号中央線]

篠山市西町字柚ノ木、西町、西新町、北新町、東新町字内黒岡ノ坪、東新町及び立町

[3. 5. 172号篠山北線]

篠山市東岡屋字十五代、字富山及び字樋ノ口並びに西岡屋字飛地ノ坪、乾新町、乾新町字三ノ坪、郡家字太次郎前、字五ノ坪及び字七ノ坪、並びに黒岡字よし池ノ坪、字古池ノ坪、字甚左衛門浦ノ坪、字堂ノ本ノ坪、字北カイチ、字東臺ノ坪、字上下ケ坪、字下ノ坪、前沢田字山端ノ坪及び字木梨ノ坪、並びに東新町、立町字岡梨ノ坪及び字小丸山ノ坪並びに河原町字上嶋ノ坪、字一本木ノ坪及び河原町

[3. 6. 173号城東線]

篠山市南新町、二階町、黒岡字二階町裏ノ坪、字鳥居下ノ坪、字見舞カイチ、字堂ノ本ノ坪、字甚左衛門浦ノ坪及び沢田字古馬場ノ坪



**兵庫県告示第402号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

洲本都市計画道路

3. 6. 339号内田立川線

2 都市計画を変更した土地の区域

洲本市由良四丁目、由良三丁目、由良二丁目、由良一丁目及び由良町由良



**兵庫県告示第403号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

北但行政事務組合

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

豊岡都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場並びに香住都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場並びに浜坂都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場事業

(2) 名称

豊岡都市計画3号北但ごみ処理施設、香住都市計画1号北但ごみ処理施設及び浜坂都市計画3号北但ごみ処理施設

3 事業施行期間

変更前 平成23年7月1日から平成28年3月31日まで

変更後 平成23年7月1日から平成28年7月31日まで

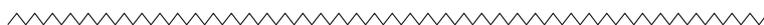
4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし



**兵庫県告示第404号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第3項において準用する同法第9条第1項の規定により、た

つの市正條中農住土地区画整理事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 事業の名称、施行者の名称及び施行者の住所並びに施行認可の年月日  
 事業の名称 たつの市正條中農住土地区画整理事業  
 施行者の名称 たつの市正條中農住組合  
 施行者の住所 たつの市揖西町小神1044番地の1  
 施行認可の年月日 平成26年 3月14日
- 2 事業計画の変更の内容  
 事業施行期間  
 変更前 平成26年 3月28日から平成28年 3月31日まで  
 変更後 平成26年 3月28日から平成30年 3月31日まで
- 3 変更認可の年月日  
 平成28年 3月14日



**兵庫県告示第405号**

昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部を次のように改正し、平成28年4月12日から適用する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

3の表中

|           |    |  |
|-----------|----|--|
| 株式会社 大正銀行 | 同上 |  |
|-----------|----|--|

を

|                |              |  |
|----------------|--------------|--|
| 株式会社 大正銀行      | 同上           |  |
| 株式会社 ジャパンネット銀行 | 日本国内に所在する営業所 |  |

に改める。



**兵庫県告示第406号**

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から適用する。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中

|          |             |          |
|----------|-------------|----------|
| 有限会社ことぶき | ローソン加古川町木村店 | 加古川市加古川町 |
|----------|-------------|----------|

を

|                  |             |          |
|------------------|-------------|----------|
| 有限会社ことぶき         | ローソン加古川町木村店 | 加古川市加古川町 |
| 有限会社淡陽自動車<br>教習所 | 春日自動車教習所    | 丹波市春日町黒井 |

に改める。

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び同条第8項の規定により、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画を平成28年4月1日から次のとおり変更する。

平成28年3月29日

兵庫県知事 井戸 敏 三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、南北に気象・海況の異なる瀬戸内海と日本海に面しており、古くから多種多様な漁業が営まれている。

気候が温暖で、漁場に富む瀬戸内海では、小型機船底びき網、船びき網、中型まき網、刺網、一本釣などの多様な漁船漁業と、のり・わかめ、かき等の養殖業が営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は、いかなごやしらすの生産量の変動に大きく影響されるものの4万トン前後で推移しているが、かれい類、あなご類、えび類は減少傾向にある。

冬季の風浪が厳しく、浅海域の少ない日本海では、沖合底びき網、べにずわいがにかご漁業等の沖合漁業を中心に、10トン未満の小型船によるいか釣や定置網等の沿岸漁業も活発に行われ、全国的にも有数の漁船漁業地帯を形成している。平成10年以降、漁業生産量は1万7千トン前後で推移していたが、平成21年以降は1万3千トン台となった。一時は300トンまで減少していたずわいがにの生産量は1千トンを上回り、べにずわいがにの生産量も安定しているが、全体の生産量は減少傾向にあり、特にするめいかなどのいか類の生産量が減少している。

このような状況の中、本県においては資源管理型漁業の推進を水産業振興の最重点方策に位置付け、栽培漁業の推進、沿岸・沖合域の漁場の整備、漁業者自らの手による資源管理の啓発などの施策を展開するとともに、操業隻数、操業期間及び操業区域の制限などの漁業の管理措置を行ってきたところである。

今後は一層海洋生物資源の保存管理を進めていくために、基本計画により決定された第1種及び第2種特定海洋生物資源の都道府県別の数量について、採捕実績及び操業実績の的確な把握に努めるとともに、県立農林水産技術総合センター水産技術センターを中心とし、国及び関係府県並びに関係漁業者と連携して、海洋生物資源に係る資源調査の充実強化を図るなど、適切な管理措置を講ずることとする。

さらに、第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を行うため、従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、兵庫県資源管理指針に基づいた取組を関係漁業者の意見を十分に尊重し実施していく。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成27年の知事管理量は次のとおりである。

| 魚 種       | 管理の対象となる期間          | 数 量 |
|-----------|---------------------|-----|
| まあじ       | 平成27年1月から平成27年12月まで | 若干  |
| まいわし      | 平成27年1月から平成27年12月まで | 若干  |
| まさば及びごまさば | 平成27年7月から平成28年6月まで  | 若干  |
| するめいか     | 平成27年4月から平成28年3月まで  | 若干  |

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成28年の知事管理量は次のとおりである。なお、するめいかについては資源に対する漁獲圧力が小さいことから、数量を明示しない。

| 魚 種  | 管理の対象となる期間          | 数 量 |
|------|---------------------|-----|
| まあじ  | 平成28年1月から平成28年12月まで | 若干  |
| まいわし | 平成28年1月から平成28年12月まで | 若干  |
|      |                     |     |

|           |                      |      |
|-----------|----------------------|------|
| まさば及びごまさば | 平成28年 7月から平成29年 6月まで | (注釈) |
| するめいか     | 平成28年 4月から平成29年 3月まで |      |

(注釈) まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始するまでに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばが関係する主たる漁業は、中型まき網漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業(以下「定置漁業」という。)であるが、中型まき網漁業については、現在の漁業許可隻数以上の許可を行わないこととする。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

(2) するめいかに関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いか釣漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。

(3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の平成28年の知事管理努力量は次のとおりである。

| 魚 種 | 採捕の種類              | 海 域  | 管理の対象となる期間                     | 漁獲努力量<br>(隻日) |
|-----|--------------------|------|--------------------------------|---------------|
| さわら | はなつぎ網漁業            | 瀬戸内海 | 平成28年 5月 6日から<br>平成28年 6月15日まで | 2,020         |
|     | 刺網漁業<br>(さわら流し網漁業) | 瀬戸内海 | 平成28年 4月20日から<br>平成28年 6月15日まで | 3,140         |

5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。

6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 第1種特定海洋生物資源のまあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。

(3) 第2種特定海洋生物資源のさわらについては、「兵庫県資源管理指針」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。

(4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス丹波春日店

所在地 丹波市春日町七日市626-1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|            |                    |        |
|------------|--------------------|--------|
| 名称         | 住所                 | 代表者の氏名 |
| 株式会社コスモス薬品 | 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 | 宇野正晃   |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

(仮称) ドラッグコスモス丹波春日店

イ 変更後

ドラッグコスモス丹波春日店

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。)

ア 変更前

出入口1箇所

イ 変更後

入口1箇所、出口1箇所

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称

平成28年3月2日

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

平成28年11月3日

5 届出年月日

平成28年3月2日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成28年3月29日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年7月29日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 関西スーパー大社店

所在地 西宮市大社町13番30号

2 同法第8条第1項の規定により西宮市から聴取した意見の概要

(1) 道路交通に係る事項

周辺道路における来退店車両等に対する安全対策として、以下の対策等を講じること。

ア 駐車場出入口に交通整理員を配置するなど、適切な交通誘導を行うこと。

イ 来退店車両や荷捌きの車両等が周辺の生活道路内に入り込まないように、適切な交通誘導計画を行うこと。

ウ 交通安全上において問題が生じた場合は、直ちに対策を講じること。

(2) 周辺住民への周知について

土地利用の変更に関することは、周辺の住環境への影響が大きいと考えるため、変更内容について、地元自治会や周辺住民への周知徹底をすること。

(3) 自転車対策について

計画台数以上の自転車駐輪場の需要が発生した場合は、自己の敷地内で責任を持って対応すること。また、周辺道路への違法駐輪の防止を徹底するなど、周辺地域の円滑な交通環境を確保するように十分配慮すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成28年3月29日から1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

芦屋市陽光町8番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

芦屋市六麓荘町13番22号

学校法人芦屋学園 理事長 大八木 淳 史

3 許可年月日及び許可番号

平成27年8月19日

兵庫県指令神北（宝土）（建）第1-6号（27芦屋）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡稲美町国安字追星1064番1、1064番3、1064番4、1140番1から1140番4まで、1140番9から1140番19まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

明石市大久保町駅前二丁目6番地の1サンエスビル1階

株式会社ホームアカデミー 代表取締役 笠井文雄

3 許可年月日及び許可番号

平成28年2月29日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-23-2号（27稲美）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

